

○函館市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例

平成17年12月19日

条例第100号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の17の規定に基づき、長期継続契約を締結することができる契約を定めるものとする。

(長期継続契約を締結することができる契約)

第2条 地方自治法施行令第167条の17に規定する条例で定める契約は、次に掲げる契約とする。

- (1) 物品を借り入れる契約で、商慣習上複数年度にわたり契約を締結することが一般的であるもののうち、規則または企業管理規程(以下「規則等」という。)で定めるもの
- (2) 継続的な役務の提供を受ける契約で、複数年度にわたり契約を締結する必要があるもののうち、規則等で定めるもの

(規則等への委任)

第3条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則等で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。